

静岡県国民健康保険保険給付費等交付金条例をここに公布する。

平成29年12月27日

静岡県知事 川勝平太

## 静岡県条例第47号

静岡県国民健康保険保険給付費等交付金条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第75条の2第1項並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第6条第2項、第3項及び第6項第3号の規定に基づき、国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(国民健康保険保険給付費等交付金の種類)

**第2条** 国民健康保険保険給付費等交付金は、普通交付金及び特別交付金とする。

- 2 普通交付金は、算定政令第6条第2項に掲げる事項を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町に対して交付する。
- 3 特別交付金は、次に掲げる額の合算額を、知事が別に定めるところにより、市町に対して交付する。
  - (1) 算定政令第4条第3項の規定により、国が交付する特別調整交付金の額のうち、当該市町における災害その他特別の事情に応じて交付する額
  - (2) 法第72条第3項の規定により、国が市町の取組を支援するため交付する額のうち、当該市町の取組に応じて交付する額
  - (3) 法第72条の2第1項の規定により、一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる額のうち、知事が別に定めるところにより、当該市町の交付に充てる額
  - (4) 法第72条の5第1項の規定により国が負担する特定健康診査等費用額の3分の1に相当する額及び同条第2項の規定により一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる特定健康診査等費用額の3分の1に相当する額の合算額のうち、当該市町による特定健康診査等に要する費用の額に応じて交付する額

(委任)

**第3条** この条例に定めるもののほか、国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。